

漁港漁場関係工事積算基準の準用について

令和7年4月1日
宮崎県農政水産部漁業管理課

記

1. 準用する基準の取扱い

- (1) 令和6年度漁港漁場関係工事積算基準のうち、第2部 第2編 1節 2. 積算価格の内訳 2-4 諸経費については、令和7年3月31日付け事務連絡にある令和7年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表の 第2部 第2編 1節 2. 積算価格の内訳 2-4 諸経費を適用するものとする。

2. 適用基準日

上記については、入札公告における単価抜き設計書の単価適用日が「令和7年4月1日」以降のものから適用する。

3. 問い合わせ先

漁業管理課 漁港漁場整備室 漁港担当
TEL : 0985-32-4478
E-mail : gyokogyojo@pref.miyazaki.lg.jp

令和7年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表

掲 載 頁	現 行 (令 和 6 年 度)	改 定 (令 和 7 年 度)	コ メ ン ト																												
第2編 測量・調査等業務 2編 1節 測量業務 P2-1-4	<p>2-4 諸経費 測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">別表第1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>直接測量費</th> <th>50万円以下</th> <th>50万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用区分等</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td>算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td>率または変数値</td> <td style="text-align: center;"><u>91.2%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>371.23</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.107</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が50万円を超え1億円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot X^b$ <p>ただし、 Z：諸経費率（単位：％） X：直接測量費（単位：円） A、b：変数値</p> <p>注）諸経費率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。</p>	直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。	A	b	率または変数値	<u>91.2%</u>	<u>371.23</u>	<u>-0.107</u>	<p>2-4 諸経費 測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">別表第1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>直接測量費</th> <th>50万円以下</th> <th>50万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用区分等</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td>算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td>率または変数値</td> <td style="text-align: center;"><u>95.8%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>288.50</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.084</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が50万円を超え1億円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot X^b$ <p>ただし、 Z：諸経費率（単位：％） X：直接測量費（単位：円） A、b：変数値</p> <p>注）諸経費率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。</p>	直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。	A	b	率または変数値	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>-0.084</u>	<p>諸経費率を改定</p>
直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの																												
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。																												
		A		b																											
率または変数値	<u>91.2%</u>	<u>371.23</u>	<u>-0.107</u>																												
直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの																												
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。																												
		A		b																											
率または変数値	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>-0.084</u>																												